

高病原性鳥インフルエンザ

学校対応マニュアル

平成 29 年 12 月改正

長野県教育委員会
長野県県民文化部

は　じ　め　に

このマニュアルは、平成 29 年 4 月に地域振興局が設置されるなど、これまでの県組織再編のほか、平成 27 年 12 月に農政部が「長野県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル」を改正したことなどを受けて、平成 20 年 12 月 4 日に作成した高病原性鳥インフルエンザ学校対応マニュアルを改正したものである。

高病原性鳥インフルエンザは世界的に発生が確認されており、鶏等で死亡率が高い鳥の伝染病である。海外では希にではあるが人への感染・死亡事例もある。

近年、わが国においても、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生例がみられ、大規模な防疫措置が講じられている。

高病原性鳥インフルエンザについては、学校においても日頃から発生予防に取り組み、発生時には迅速な対応により、児童生徒等への感染予防と周辺への感染拡大を防ぐことが重要である。

学校で飼養されている鳥の防疫対策とともに発生時の対応について、関係機関との円滑な連携を図るため、本マニュアルを活用されたい。

本マニュアルの構成

I	学校における高病原性鳥インフルエンザ対策について	1
II	学校で飼育する鳥に高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生した場合について	3
III	学校敷地内で野鳥が死亡していた場合について	4
IV	学校で飼育する鳥が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定した場合について	5
V	児童生徒等が鳥インフルエンザに感染した疑い例または確定例であることが判明した場合の対応について	6
VI	各種相談窓口一覧	8

参考資料

1	長野県特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱	10
2	高（低）病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生した場合の対応について（家きん）	12
3	高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生した場合の対応について（野鳥）	13
4	高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生した場合の対応について（愛玩鳥）	14
5	学校における感染症及び食中毒発生時の報告について（通知）	15
	学校における感染症・食中毒発生速報（様式 1, 1-2, 2）	17
6	学校で家畜を飼養するにあたって	20

I 学校における高病原性鳥インフルエンザ対策について

大陸から渡り鳥が飛来する11月頃から3月頃までが高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型、H7亜型）等の発生が多くなる時期とされている。国内で高病原性鳥インフルエンザが確認された場合、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）で飼育している鳥類が直ちに危険な状態に陥ることはないので冷静に対応する必要がある。このため、正確な情報収集と予防対策の徹底が重要であり、下記の事項をもとに対策をとる。

1 正しい情報の収集と提供

- (1) 高病原性鳥インフルエンザに対する正確な情報を収集するとともに、教職員が共通理解を深めること。
- (2) 園児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、高病原性鳥インフルエンザに関する正確な情報をもとに、発達段階に応じた指導を行う。過度に危険性だけを強調するだけでなく、鳥への理解を一層深めるよう指導を行う。また、保護者には鳥類飼育に対する教育的意義について十分に説明し理解を求める。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザに関する正確な情報に基づき、必要に応じ、児童生徒等や保護者への情報提供や相談に努める。
- (4) 家畜伝染病予防法の対象家畜を飼育する場合は、所管する家畜保健衛生所に届け出をする。また、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に従って対象家畜を飼育する。

【関連ホームページ】

- **検索** 長野県教育委員会「学校における高病原性鳥インフルエンザ対策について」
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/hoken/toriinflu.html>
- **検索** 長野県教育委員会「学校における感染症発生時の対応」
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/hoken/hoken/kansenshou.html>
- **検索** 長野県「高病原性鳥インフルエンザに関する情報」
<http://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/sangyo/nogyo/chikusan/influ/index.html>
- **検索** 文部科学省「文部科学省における新型インフルエンザ等対策について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/
- **検索** 農林水産省「鳥インフルエンザに関する情報」
<http://www.maff.go.jp/j/syowan/douei/tori/>
- **検索** 厚生労働省「鳥インフルエンザについて」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html>
- **検索** 食品安全委員会「鳥インフルエンザについて」
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html

2 飼育鳥類の予防対策

- (1) 飼育している鳥類（鶏、あひる等）が、野生鳥獣と接触しないようにすること。
このため、屋外での放し飼いは行わないようになるとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設をネットで囲み、トタン等の屋根を設け、屋根と壁の隙間をふさぐなどの適切な処置を行う。
- (2) 人のインフルエンザが鳥類に感染する可能性があるため、インフルエンザ様症状（38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等）のある者は飼育舎に立ち入らないこと。（人のインフルエンザに感染した鳥類の処分等が必要になる場合があるため。）
- (3) 飼育舎内の清掃を十分に行い、糞等が舞い上がらない状態にするとともに、定期的（週1

回）に消毒を行う。飼育舎内へ清掃等で入る場合は、マスクを着用し、入る前の手洗いと、専用長靴への履き替え、出た後の石けんによる手洗いやうがいを必ず行う。

- (4) 鳥類飼育舎等の消毒を行う場合は、学校薬剤師と相談の上、児童生徒等が立ち入らない状態で行う。

ア 飼育舎周囲の消毒について

- (ア) 現在、学校で使用しているライン引き用の石灰（炭酸カルシウム）は、中性のため効果はないので、土壌改良用の消石灰（水酸化カルシウム）を使用する。
- (イ) 消石灰で飼育舎の周囲 2～3 m の範囲に、土の表面が白く覆われる程度 (500 g / m²) の量を散布する。
- (ウ) 散布する際は、吸い込んだり、目、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具（マスク・ゴーグル、ゴム手袋等）を着用し、風上に立ち散布する。消石灰は強いアルカリ性を示すため、目への障害の危険性が指摘されているので、取扱いには十分な注意が必要である。
- (エ) 散布した消石灰が飛散しないよう、ジョウロ等で軽く水を撒いて表面の消石灰を固める。
- (オ) 児童生徒等には散布させない。また、児童生徒等が触れることができないように消石灰を保管する。

イ 飼育舎内の消毒について

- (ア) 逆性石けん液を希釗して消毒する。
- (イ) 消毒を実施する際は、学校薬剤師の指導のもと児童生徒等及び飼育鳥類等への影響を考慮し、薬剤等の取扱いには十分に注意する。

ウ 飼育鳥類の糞等を処理している場所の消毒は、飼育舎周囲の消毒と同様、消石灰により行う。

- (5) 鳥の健康観察に努め、元気がなくなるなどの異常があった場合には、獣医師や家畜保健衛生所等に相談する。
- (6) 学校が休業中に鳥の原因不明の死亡を発見した場合の連絡先を飼育舎に明記する。
- (7) 児童生徒等に対し、日ごろから、うがい、石けんによる手洗いなど一般的な感染予防対策を徹底させ、保護者との連絡を密にし、児童生徒等が身体に不調を訴える場合には、早期に学校医や保健福祉事務所（保健所）に相談する。
- (8) 鳥インフルエンザが流行している国・地域へ旅行して、帰国した児童生徒等は、帰国後 1 週間は鳥の管理を行わない等適切に対応する。
- (9) 不明な点がある場合は、獣医師や家畜保健衛生所、保健福祉事務所（保健所）へ相談する。

3 学校に棲む野鳥への対応について

- (1) 学校の軒先などに棲む「ハト」、「ツバメ」等の野鳥については、落下している糞等をこまめに取り除くなど、清掃を十分行う。その際は、マスク、ビニール手袋を着用する。また、靴で糞を踏まないよう十分注意し、必要に応じて「イ 飼育舎内の消毒について」に準じて靴底の消毒を行う。
- (2) 取り除いた糞は、ビニール袋に入れ一般ゴミとして廃棄する。
- (3) 常時、野鳥の糞、羽が空中に浮遊する場所については、児童生徒等が吸引しないような対策をとる。
- (4) 野鳥の駆除など過剰な対応はしない。
- (5) 水鳥（カモ類等）や猛きん類（タカ、フクロウ等）を含む野鳥が死亡していた場合には、死体を放置せず、地域振興局林務課に相談する。

II 学校で飼育する鳥に高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生した場合について

学校で飼育している鳥が連続して死ぬ、原因不明の死亡などの異常がみられる場合には、下記の対応をとる。

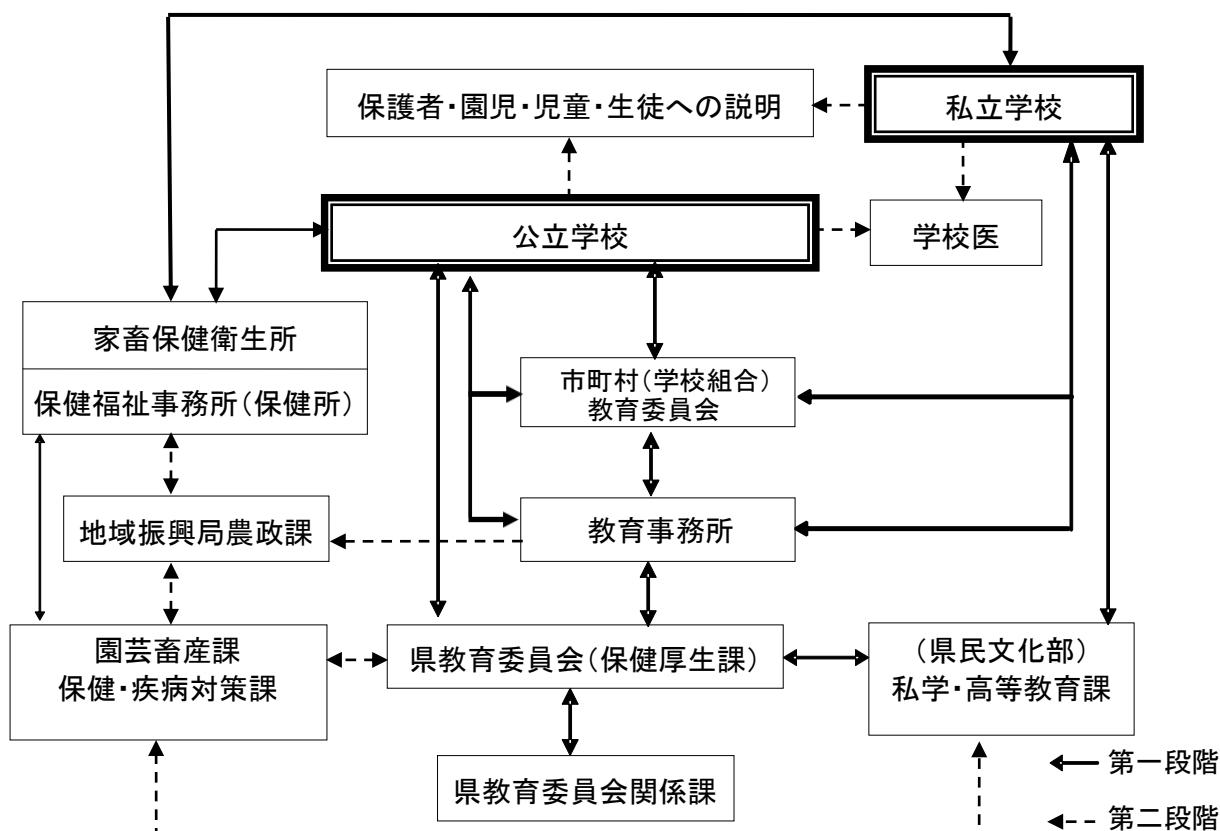
第1段階（鳥の連続死等を発見した場合）

- 1 鳥類の飼育舎に児童生徒等が近づかないような措置を行う。
- 2 飼養鳥が家きん（鶏、あひる等）の場合は家畜保健衛生所、愛玩鳥（オウム、インコ等）の場合は保健福祉事務所（保健所）に連絡し、立ち入り検査（臨床症状検査等）を受ける。
- 3 家畜保健衛生所等と連携の上、状況により公立学校は①市町村（学校組合）教育委員会、②学校の位置する地域を管轄する教育事務所（以下「教育事務所」という。）及び県教育委員会（保健厚生課）へ報告する。
私立学校は①②及び県民文化部（私学・高等教育課）に報告する。

第2段階（強く高病原性鳥インフルエンザを疑う場合）

- 1 家畜保健衛生所の簡易検査で陽性となるなど、高病原性鳥インフルエンザを強く疑う場合は、家畜保健衛生所等と連携の上、速やかに下記の対応フローにより、関係機関と連絡を取り協議を行う。
- 2 児童生徒等及び教職員の健康状態の把握を行い、必要に応じて学校医と連絡を取り指導を仰ぐ。また、飼育している鳥と接触歴をもつ者の把握を行うなど、保健福祉事務所（保健所）の調査に協力する。
- 3 県立学校及び私立学校においても市町村教育委員会及び教育事務所に連絡する。
- 4 市町村（学校組合）教育委員会は管内の小・中学校等に周知するとともに予防対策の徹底を図る。
- 5 県立学校への周知は県教育委員会（保健厚生課）、私立学校への周知は県民文化部（私学・高等教育課）が行う。
- 6 情報伝達には、風評被害が起こらないよう細心の注意を払う。

学校で飼育する鳥に高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生した場合の対応フロー



III 学校敷地内で野鳥が死亡していた場合について

野鳥が敷地内で死亡している場合は、地域振興局林務課に相談をする。

野鳥は飼われている鳥と違って、エサを取れずに衰弱するなど、環境の変化に耐えられず死亡する場合や、校舎の窓などに激突し死亡する場合があり、死亡原因が必ずしも高病原性鳥インフルエンザとはいえないのに十分に観察する必要がある。

また、野鳥は高病原性鳥インフルエンザウイルス以外にも様々な細菌や寄生虫に感染している場合があるので、死亡した野鳥には素手で触れないことが重要である。

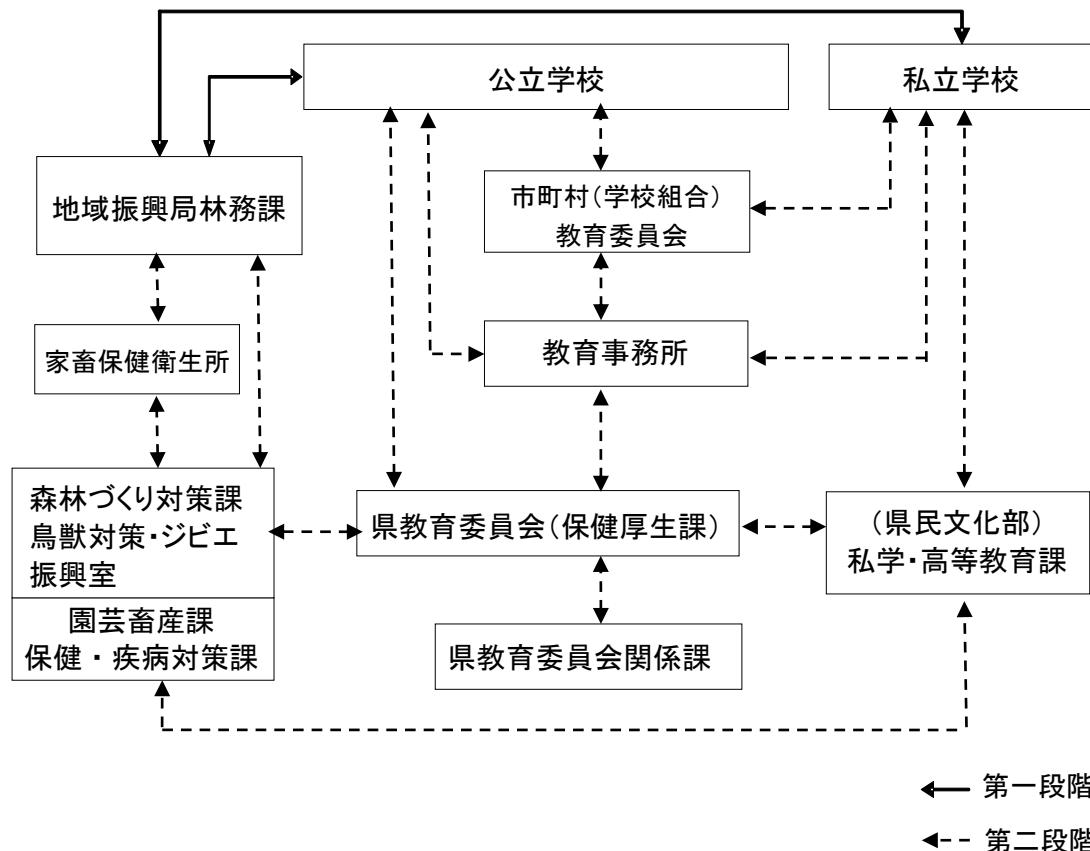
第1段階（野鳥の死亡を発見した場合）

- 1 死亡した野鳥に児童生徒等が近づかないよう、また、素手で触れないよう、日ごろから指導する。触れてしまった場合は石けんによる手洗いやうがいをきちんと行うよう指導する。
- 2 水鳥（カモ類等）や猛きん類（タカ、フクロウ等）を含む野鳥が死亡していた場合には、死体を放置せず、地域振興局林務課へ連絡し指示を受ける。

第2段階（強く高病原性鳥インフルエンザを疑う場合）

- 1 地域振興局林務課の調査、家畜保健衛生所の検査等により高病原性鳥インフルエンザを強く疑う場合は、地域振興局林務課（林務部）、家畜保健衛生所（農政部）と連携の上、速やかに下記の対応フローにより、関係機関に連絡を取り協議を行う。
- 2 公立学校は①市町村（学校組合）教育委員会、②教育事務所及び県教育委員会（保健厚生課）へ報告する。
私立学校は①②及び県民文化部（私学・高等教育課）に報告する。

学校敷地内で野鳥が死亡し、高病原性鳥インフルエンザを強く疑う場合の対応フロー



IV 学校で飼育する鳥が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定した場合について

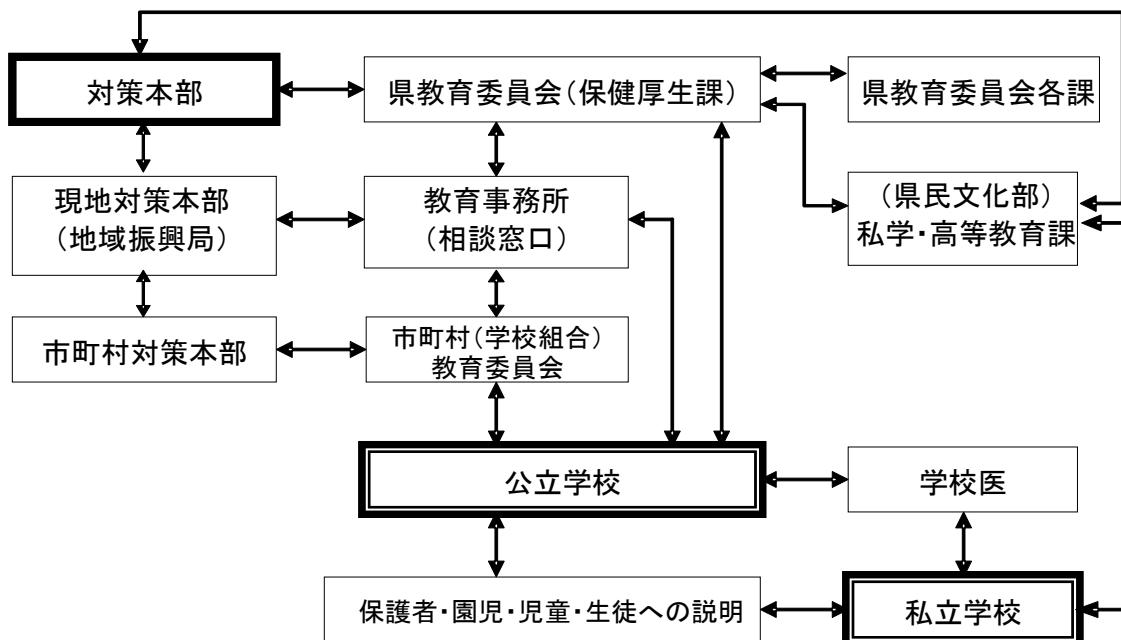
家きん(※)が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定した場合、長野県特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱に基づき、県庁内に県対策本部、発生地の地域振興局に現地対策本部が設置され、「情報の収集及び広報」、「人の健康被害の防止対策」、「鶏肉・鶏卵の安全確保対策」、「家きん防疫対策」、「風評被害の防止対策」等が検討・実行される。教育委員会及び県民文化部は下記の対応フローにより学校に正確な情報を伝達するとともに、必要な情報の収集を行う。

また、家きん以外の鳥及び敷地内で死亡していた野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合も対策本部を設置し、必要な対策を検討・実行する。

※ 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）における家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）

- 1 学校は児童生徒等及び教職員の健康状態の把握を行う。
 - 2 うがい、手洗いなど基本的な感染予防対策を徹底させ、保護者との連絡を密にし、児童生徒等が身体に不調を訴える場合には、直ちに学校医や保健福祉事務所（保健所）に相談する。
 - 3 教育事務所は対策本部等（県教育委員会及び県民文化部）の指示に従い、相談窓口を設置し、当該校の児童生徒等及び教職員の健康状態を把握する。
- また、周辺の学校（半径 10 km 以内）の児童生徒等及び教職員の健康状態、また、鳥の飼育状況（種類、数量、健康状態、予防対策状況等）を把握する。

学校で飼育する鳥が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定した場合の対応フロー



V 児童生徒等が鳥インフルエンザに感染した疑い例または確定例であることが判明した場合の対応について

学校保健安全法施行規則第18条第2項により、鳥インフルエンザ（H5N1, H7N9）は、学校において予防すべき感染症の第一種感染症に分類されているため、下記の措置を講じる必要がある。

1 発生時の措置

(1) 出席停止措置

区分	対応
疑い例の場合	校長は、学校医、保健福祉事務所（保健所）等と十分連携し情報交換を行った上で、必要と認められる場合、医師が感染のおそれがないと認めるまでの間、出席停止の措置を講じることができる。
確定例の場合	校長は、治癒するまでの間、出席停止の措置を講じることができる。

(2) 臨時休業措置

児童生徒等が「疑い例」または「確定例」であることが判明した場合で、学校設置者が必要と認めるときは、医療機関や地方公共団体の保健部局等と十分連携し情報交換を行った上で、臨時に学校の全部または一部を休業する措置を講じることができる。

2 関係機関への報告

校長は、「疑い例」または「確定例」とされた児童生徒等（同居する家族の場合も含む。）及び教職員が発生した場合は、(1)「学校における感染症発生時の対応等について」に基づき、速やかに県教育委員会（保健厚生課）及び保健福祉事務所（保健所）に報告し、公立学校及び私立学校等においては市町村（学校組合）教育委員会及び教育事務所にも報告する。

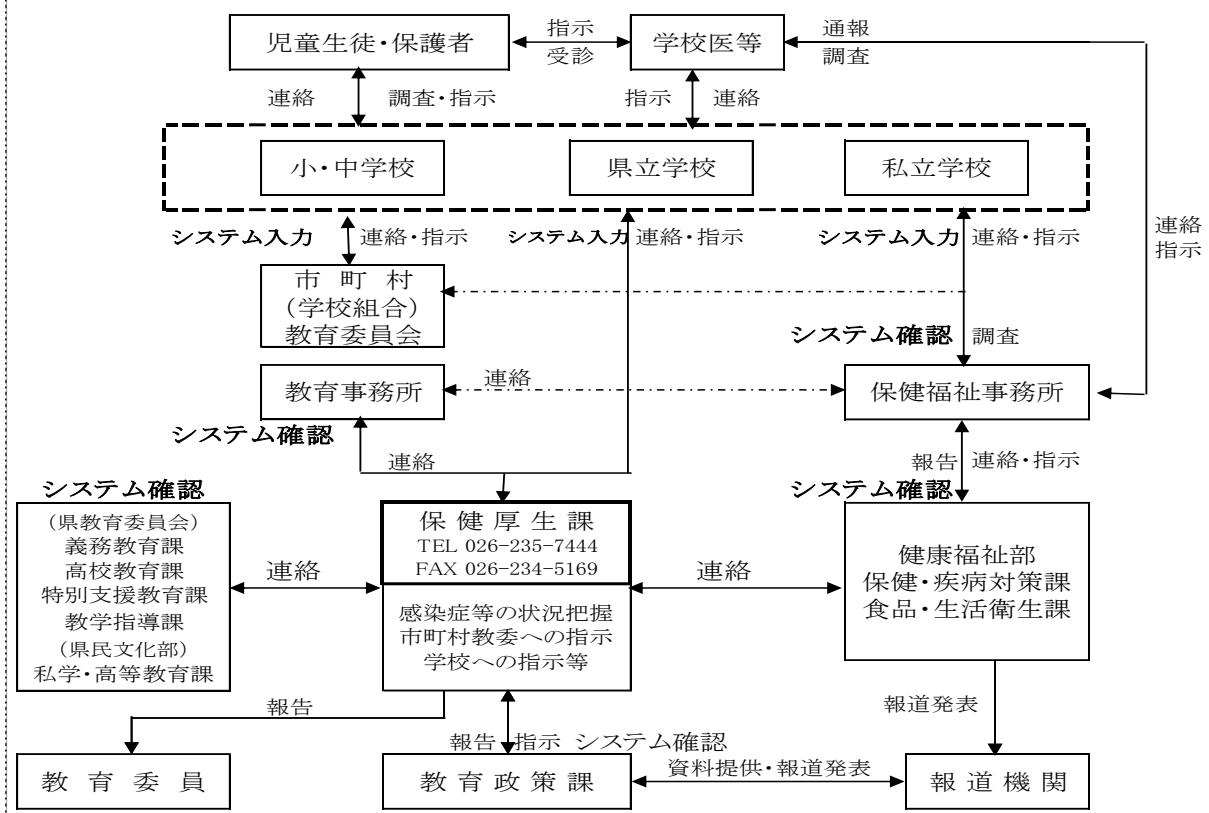
（まず電話で報告するとともに、参考資料5の様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」によりFAXまたは電子メールで報告する。）

(1) 学校における感染症発生時の対応等について【参考資料5参照】

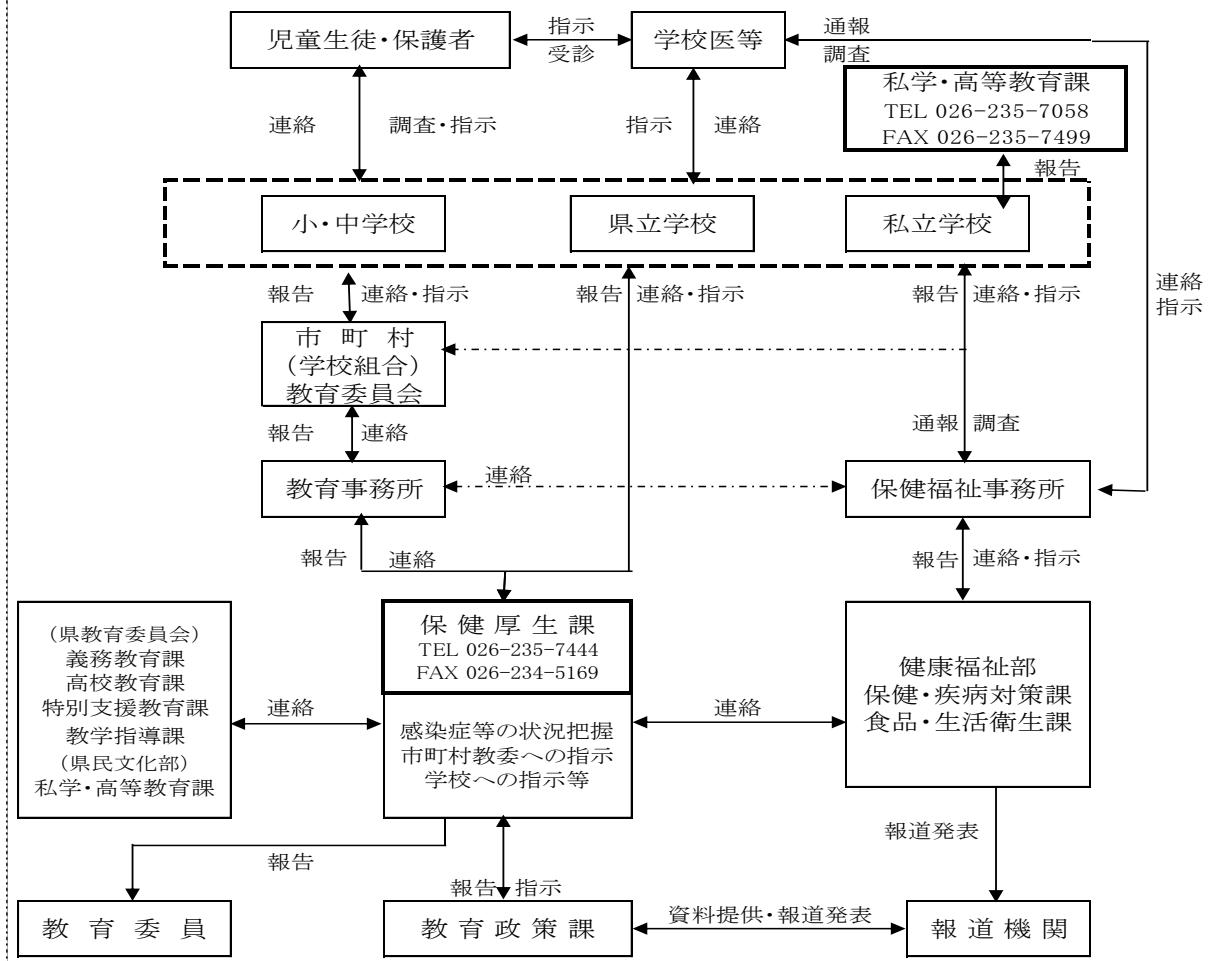
システム導入校 (公立学校・希望した私立学校)		左記以外の学校
新型インフルエンザ発生の場合は 核	発生時	<p>①1名発生（感染の疑い含む）したら、保健厚生課及び保健福祉事務所へ電話にて第一報をいれる。</p> <p>②<u>確定診断後</u>にシステムに入力する。</p> <p>③集団発生や感染者数の増加で同様に臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）になった場合もシステムに入力する。入力により報告完了。</p> <p>④終焉までシステムに入力する。</p>
	終焉	① 1名発生（感染の疑い含む）したら、保健厚生課及び保健福祉事務所へ電話にて第一報をいれる。 ②様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」に様式1-2「患者数・欠席者数及び死亡者数」を添付し、FAXにて、報告する。（報告先は次頁「学校における感染症等発生時の対応フロー」とおり） ③集団発生や感染者数の増加により臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）になった場合も②と同様に終焉までFAXで毎日報告する。
様式2「学校における感染症・食中毒発生状況報告（終焉報告等）」によりFAXまたは郵送で保健厚生課に報告する。		

(2) 学校における感染症等発生時の対応フロー

【感染症情報収集システムを導入している学校等】



【感染症情報収集システムを導入していない学校等】



VI 各種相談窓口一覧

※ 各教育事務所の連絡先

教育事務所	住 所	電話番号
東信教育事務所(学校教育課)	小諸市与良町6-5-5	0267-31-0251
南信教育事務所(学校教育課)	伊那市荒井3497(伊那合同庁舎内)	0265-76-6860
南信教育事務所飯田事務所	飯田市追手町2-678(飯田合同庁舎内)	0265-53-0460
中信教育事務所(学校教育課)	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	0263-40-1976
北信教育事務所(学校教育課)	長野市南長野南県町686-1(長野合同庁舎内)	026-234-9551

1 学校で飼育する鳥類の病気（死亡した場合）に関する相談窓口

施 設 名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
佐久家畜保健衛生所	0267-62-4123	0267-63-3002	sakukachiku@pref.nagano.lg.jp
佐久家畜保健衛生所 上田支所	0268-25-7158	0268-25-7160	sakukachiku-ueda@pref.nagano.lg.jp
伊那家畜保健衛生所	0265-72-2782	0265-72-2765	inakachiku@pref.nagano.lg.jp
飯田家畜保健衛生所	0265-53-0439	0265-53-0441	iidakachiku@pref.nagano.lg.jp
松本家畜保健衛生所	0263-47-3223	0263-47-0101	matsukachiku@pref.nagano.lg.jp
長野家畜保健衛生所	026-226-0923	026-227-2665	nagakachiku@pref.nagano.lg.jp
県庁 農政部 園芸畜産課 家畜生産・衛生係	026-235-7232 (090-3063-6549)	026-235-7481	enchiku@pref.nagano.lg.jp

2 野鳥が学校敷地内で不審死していた場合の相談窓口

施 設 名	住 所	電話番号
佐 久 地 域 振 興 局 林 務 課	佐久市大字跡部65-1(佐久合庁内)	0267-63-3152
上 田 地 域 振 興 局 林 務 課	上田市材木町1-2-6(上田合庁内)	0268-25-7137
諏 訪 地 域 振 興 局 林 務 課	諏訪市上川1丁目1644-10(諏訪合庁内)	0266-57-2919
上 伊 那 地 域 振 興 局 林 務 課	伊那市大字荒井3497(伊那合庁内)	0265-76-6823
南 信 州 地 域 振 興 局 林 務 課	飯田市追手町2-678(飯田合庁内)	0265-53-0423
木 曾 地 域 振 興 局 林 務 課	木曾町福島2757-1(木曾合庁内)	0264-25-2224
松 本 地 域 振 興 局 林 務 課	松本市島立1020(松本合庁内)	0263-40-1926
北 ア ル プ ス 地 域 振 興 局 林 務 課	大町市大字大町1058-2(大町合庁内)	0261-23-6519
長 野 地 域 振 興 局 林 務 課	長野市大字南長野南県町686-1	026-234-9521
北 信 地 域 振 興 局 林 務 課	中野市大字壁田955	0269-23-0215
県 庁 林 務 部 森 林 づ り 推 進 課 鳥 獣 対 策 ・ ジ ピ エ 振 興 室	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7273

3 学校で飼育する動物全般に関する相談窓口（県獣医師会、獣医師会支部）

本会・支部名	住 所	TEL
長野県獣医師会	長野市大字中御所字岡田30	026-226-7749
佐久支部	佐久市瀬戸中庭1111-179 佐久家畜保健衛生所内	0267-62-4163
上小支部	上田市材木町1-2-6 佐久家畜保健衛生所上田支所内	0268-23-6058
諏訪支部	諏訪市上川1-1644-10 諏訪保健福祉事務所食品衛生課内	0266-53-1155
上伊那支部	伊那市荒井3373-2	0265-73-2993
下伊那支部	飯田市追手町2-678 飯田家畜保健衛生所内	0265-53-4801
木曾支部	木曽郡上松町大字小川3193	0264-52-2860
松筑支部	松本市島内西川原6931 松本家畜保健衛生所内	0263-48-2510
安曇野支部	安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎内	0263-72-5942
北安曇支部	大町市大町1058-2 大町保健福祉事務所内	0261-23-6288
埴科支部	千曲市大字杭瀬下84 千曲市役所生活環境課内	026-272-4902
須高支部	須坂市大字須坂字山崎812-2	026-248-6012
長野支部	長野市若里6-6-1 長野市保健所内	026-223-6647
	長野市安茂里米村1993 長野家畜保健衛生所内	026-228-9623
北信支部	飯山市大字静間字町尻1340-1 北信保健福祉事務所内	0269-62-1336

4 人の健康及び食の安全に関するに相談窓口

担当部所	人の健康に関する相談	食の安全に関する相談
佐久保健福祉事務所 (佐久市跡部 65-1)	健康づくり支援課 0267-63-3164	食品・生活衛生課 0267-63-4191
上田保健福祉事務所 (上田市材木町 1-2-6)	健康づくり支援課 0268-25-7149	食品・生活衛生課 0268-25-7153
諏訪保健福祉事務所 (諏訪市上川 1 丁目-1, 644-10)	健康づくり支援課 0266-57-2927	食品・生活衛生課 0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 (伊那市荒井 3, 497)	健康づくり支援課 0265-76-6837	食品・生活衛生課 0265-76-6840
飯田保健福祉事務所 (飯田市追手町 2-678)	健康づくり支援課 0265-53-0444	食品・生活衛生課 0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 (木曽郡木曽町福島 2, 757-1)	健康づくり支援課 0264-25-2233	食品・生活衛生課 0264-25-2235
松本保健福祉事務所 (松本市大字島立 1, 020)	健康づくり支援課 0263-40-1938	食品・生活衛生課 0263-40-1943
大町保健福祉事務所 (大町市大町 1, 058-2)	健康づくり支援課 0261-23-6529	食品・生活衛生課 0261-23-6528
長野保健福祉事務所 (長野市中御所岡田 98-1)	健康づくり支援課 026-225-9039	食品・生活衛生課 026-225-9065
北信保健福祉事務所 (飯山市大字静間 1, 340-1)	健康づくり支援課 0269-62-6104	食品・生活衛生課 0269-62-3106
長野市保健所 (長野市若里 6 丁目 6-1)	健康課 026-226-9964	食品生活衛生課 026-226-9970
長野県健康福祉部 (長野市大字南長野字幅下 692-2)	保健・疾病対策課 026-235-7148	食品・生活衛生課 026-235-7154

参考資料 1

長野県特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱

(目的)

第1 長野県における特定家畜伝染病の発生時に、関係部局が連携して必要な対策を迅速に行うため、「長野県特定家畜伝染病防疫対策本部」(以下「県対策本部」という。)を設置する。

(特定家畜伝染病)

第2 県対策本部を設置する対象となる特定家畜伝染病は、別表1のとおりとする。

(構成及び対応区分)

第3 県対策本部の構成は別表2のとおりとする。

(会議の招集)

第4 県対策本部会議は、本部長が招集する。

(会議事項)

第5 県対策本部会議で検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 家畜の防疫対策に関すること
- (2) 畜産物の安全確保対策に関すること
- (3) 畜産業及び関連業の経営対策に関すること
- (4) 人の健康被害の防止対策に関すること
- (5) 情報の収集及び広報に関すること
- (6) その他必要な事項

(府内連絡会議)

第6 県対策本部の業務を迅速かつ効果的に推進するため府内連絡会議を設置する。

府内連絡会議は、農政部長が招集する。

府内連絡会議の構成、開催の時宜、担当等は別に定める。

(事務局)

第7 県対策本部の事務局は、農政部園芸畜産課に置く。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から適用する。

(別表1)

対象特定家畜伝染病

高病原性鳥インフルエンザ
低病原性鳥インフルエンザ
口蹄疫

(別表2)

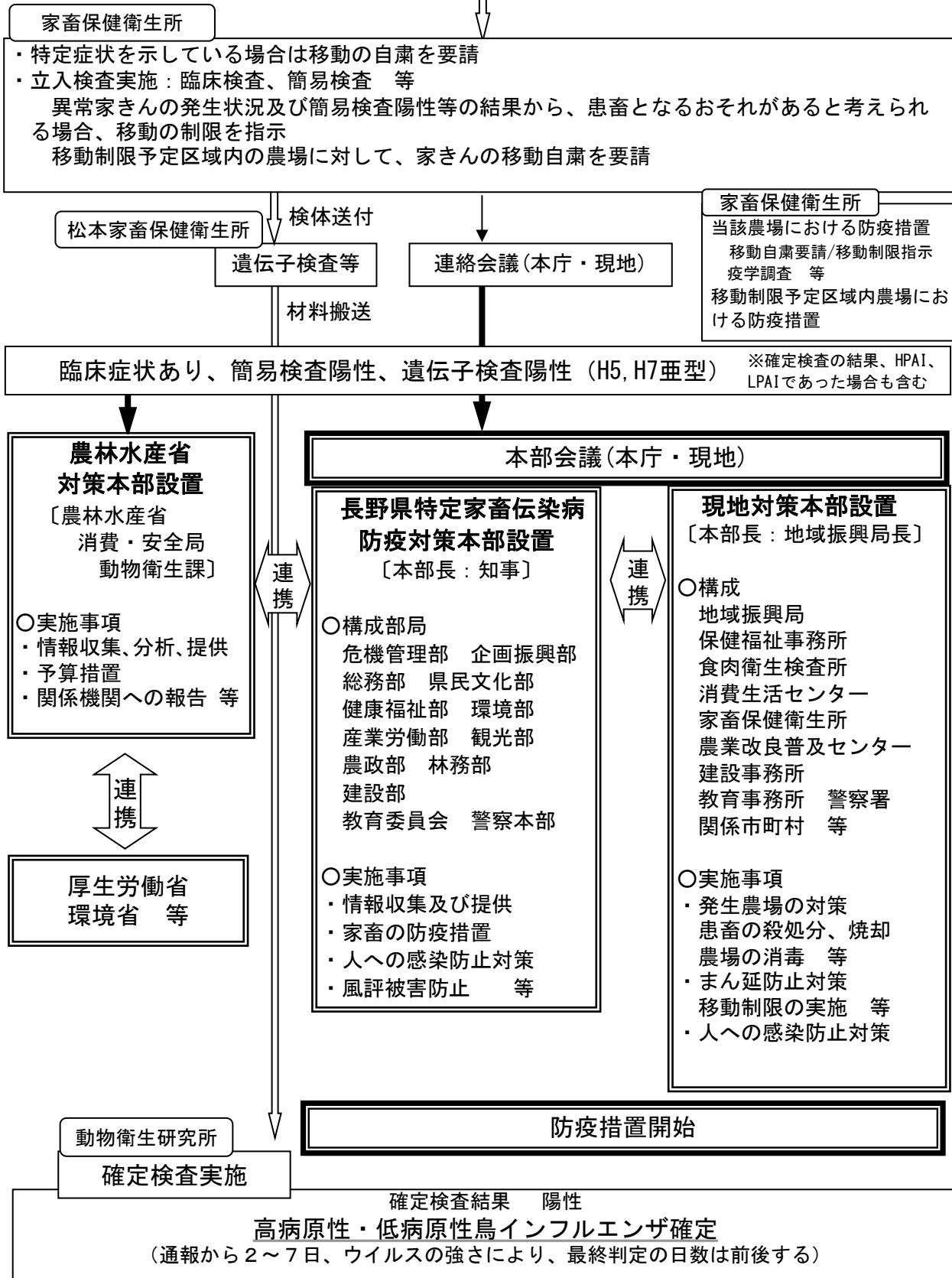
長野県特定家畜伝染病防疫対策本部の構成

本 部 長	知事
副本部長	副知事
本 部 員	危機管理部長
	企画振興部長
	総務部長
	県民文化部長
	健康福祉部長
	環境部長
	産業労働部長
	観光部長
	農政部長
	林務部長
	建設部長
	会計管理者
	公営企業管理者
	教育長
	警察本部長
	県議会事務局長

参考資料2

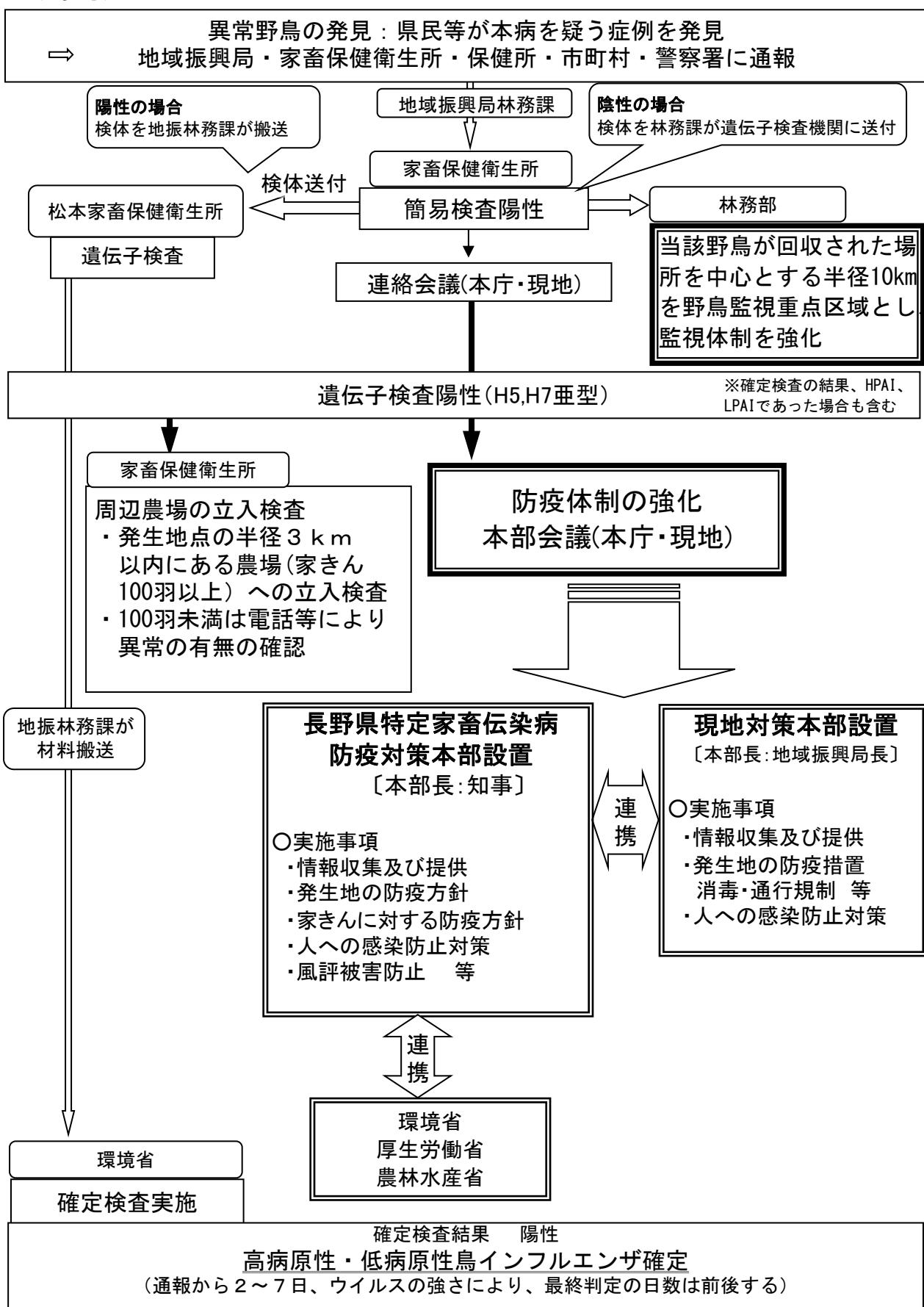
高(低)病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生した場合の対応について (家きん)

異常家きんの発見：飼養者、獣医師、県民等が本病を疑う症例を発見
⇒ 家畜保健衛生所・保健所・地域振興局・市町村・警察署に通報



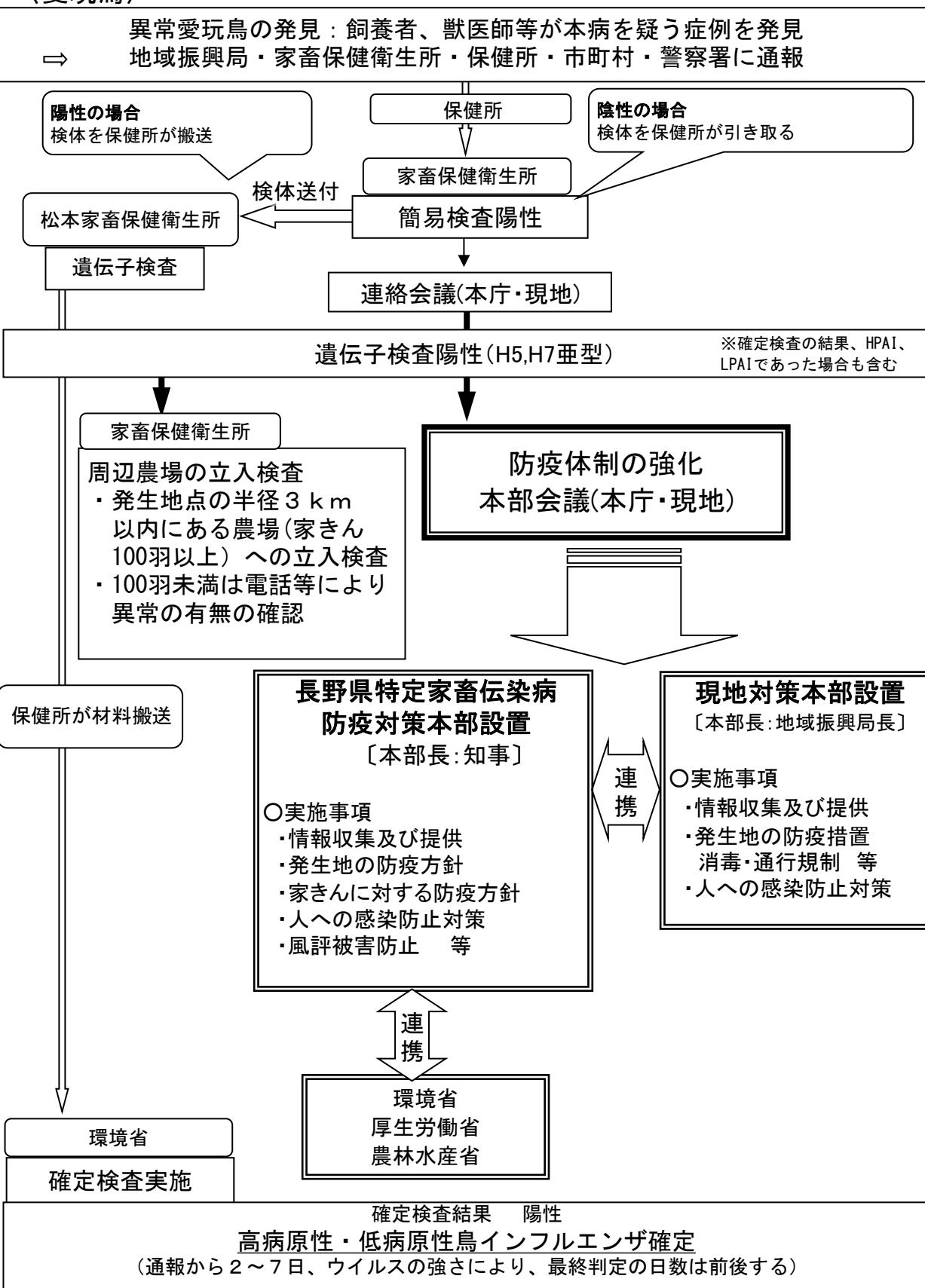
参考資料3

高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生した場合の対応について <野鳥>



参考資料4

高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認を疑う事例が発生した場合の対応について 〈愛玩鳥〉



参考資料5

25教保第309号

25情私第708号

平成26年(2014年)3月11日

市町村(学校組合)教育委員会教育長
県立学校長
長野県短期大学長
(附属幼稚園を含む)
私立学校長
私立専修学校長 様
私立各種学校長
国立大学法人信州大学長
信州大学教育学部
附属幼・小・中・特別支援学校長
長野工業高等専門学校長

長野県教育委員会教育長
長野県総務部長

学校における感染症及び食中毒発生時の報告について(通知)

感染症及び食中毒の予防並びに発生時の対応について、それぞれ特別の配慮を願っているところであり、児童生徒の出席停止及び学校の臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を行った場合は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条及び同法施行令(昭和33年政令第174号)第6条の規定並びに「学校における感染症及び食中毒発生時の速報について」(平成21年(2009年)7月6日付け21教保第152号教育長及び21情私第203号総務部長連名通知)に基づき報告をお願いしています。当該報告については平成22年以降、感染症情報収集システム(学校欠席者情報収集システム)(以下「システム」という。)の導入が進んだこと、また平成21年に流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)が平成23年4月1日以降、季節性インフルエンザとしての取扱いに移行したこと、感染性胃腸炎発生時の早期対応が必要となっていることから、下記のとおりとします。また、参考資料として「学校における感染症発生時の対応」を送付しますのでご活用ください。

なお、「学校における感染症発生時の対応」及び報告様式は県教育委員会ホームページよりダウンロードできる予定です。

市町村(学校組合)教育委員会においては、貴管下幼・小・中・高・特別支援学校に対して周知されますようご配意願います。

記

1 感染症発生時等の報告

		システム導入校 (公立学校・希望した私立学校)	左記以外の学校
新型インフルエンザ発生の場合 第一種感染症及び麻疹・結核・	発生時	<p>①1名発生(感染の疑い含む)したら、保健厚生課及び保健福祉事務所へ電話にて第一報をいれる。</p> <p>②<u>確定診断後</u>にシステムに入力する。</p> <p>③集団発生や感染者数の増加で同様に臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)になった場合もシステムに入力する。入力により報告完了。</p> <p>④終焉までシステムに入力する。</p>	<p>① 1名発生(感染の疑い含む)したら、保健厚生課及び保健福祉事務所へ電話にて第一報をいれる。</p> <p>②様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」に様式1-2「患者数・欠席者数及び死亡者数」を添付し、FAXにて、報告する。(報告先は別紙1「学校における感染症等発生時の対応等について」のとおり)</p> <p>③集団発生や感染者数の増加により臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)になった場合も②と同様に終焉までFAXで毎日報告する。</p>
	終焉	様式2「学校における感染症・食中毒発生状況報告(終焉報告等)」によりFAXまたは郵送で保健厚生課に報告する。	

季節性インフルエンザ発生時第 二・三種感染症発生の場合 (麻しん・感染性胃腸炎除く)	発生時	<p>①1名発生 <u>(感染の疑い含む)</u> からシステムに入力。</p> <p>②集団発生等による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）になった場合も引き続きシステムに入力する。入力により報告完了。</p> <p>③終焉までシステムに入力する。</p>	<p>①～数名発生で、臨時休業等の対応をしない場合、報告の必要なし。</p> <p>②集団発生による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の対応を行った場合、第1報のみ（*注、保健厚生課へ様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」と様式1-2「患者数・欠席者数及び死亡者数」、保健福祉事務所へは様式1のみFAXにて報告する。</p>
	終焉	システムに発生の期間入力をすることで報告となり終焉報告は必要なし。	様式2「学校における感染症・食中毒発生状況報告（終焉報告等）」によりFAXまたは郵送で報告する。
感染性胃腸炎発生の場合	発生時	<p>①1名発生 <u>(感染の疑い含む)</u> からシステムに入力。</p> <p>②集団発生による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の対応を行った場合、システムに入力するとともに、システムの「臨時休業印刷」から「様式1」をダウンロードし第1報のみ、保健厚生課及び保健福祉事務所にFAXにて報告する。また、保健福祉事務所のみ電話（時間外も対応可）での一報を入れる。</p>	<p>①～数名発生で、臨時休業等の対応をしない場合、報告の必要なし。</p> <p>②集団発生による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の対応を行った場合、第1報のみ（*注、保健厚生課へ様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」に様式1-2「患者数・欠席者数及び死亡者数」を添付し、FAXで報告する。保健福祉事務所へは様式1のみFAXにて報告し、電話（時間外も対応可）での一報を入れる。</p>
	終焉	システムに発生の期間入力をすることで報告となり、終焉報告は必要なし。	様式2「学校における感染症・食中毒発生状況報告（終焉報告等）」によりFAXまたは郵送で報告する。
食中毒発生の場合	発生時	<p>◆システムでの報告はなし。</p> <p><u>食中毒発生（疑い含む）</u>は、保健厚生課及び保健福祉事務所へ電話にて第一報をいれ、様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」に様式1-2「患者数・欠席者数及び死亡者数」を添付し、FAXで報告する。</p>	
	終焉	様式2「学校における感染症・食中毒発生状況報告（終焉報告等）」を郵送で報告する。	

・*注 臨時休業期間等、報告内容が変更された場合は再度報告すること。

2 報告を要する感染症（別紙2参照）

学校保健法施行規則の一部を改正する省令について（通知）（平成20年5月12日付20文科ス第278号）に規定されるとおりとする。なお、第3種「その他の感染症」については、校医又は主治医が感染のおそれがあると認めたものをいい、システム導入の校以外の学校の報告は集団発生時とするが、判断に迷う場合は保健厚生課に連絡すること。

なお、学校保健安全法施行規則第18条第2項により、鳥インフルエンザ（H7N9）は学校において予防すべき感染症の第一種の感染症に含む。（平成25年5月）

3 その他

- ・「平成25年度インフルエンザ施設別発生状況調査について」（H25.9.18付け情報公開・私学課長通知）は廃止し、今後の報告は本通知に記載の方法に一本化することとする。
- ・「学校における感染症発生等の対応」の送付 関係機関・学校 各1部

<p>長野県教育委員会事務局保健厚生課</p> <p>課長：丸山 隆義</p> <p>担当：保健・安全係 小出まゆみ 学校給食係 小林 秀子</p> <p>TEL：026-235-7444 FAX：026-234-5169</p> <p>e-mail：hokenko@pref.nagano.lg.jp</p>	<p>長野県総務部</p> <p>情報公開・私学課 私学係</p> <p>課長：久保田俊一 担当：原田 舞</p> <p>TEL：026-235-7058 FAX：026-235-7370</p> <p>e-mail：shigaku@pref.nagano.lg.jp</p>
---	--

(様式1)

この報告様式は、①食中毒発生時 ②感染性胃腸炎の集団発生時 ③感染症情報収集システム(学校欠席者情報収集システム)を導入していない学校の報告時に使用する。

学校における感染症・食中毒発生速報(年月日:第 報)

学校(施設)名						
学校(施設)住所						
学校(施設)長名				電話番号		
病名 ※1						
発生年月日	年 月 日					
症状						
当該疾患患者等 発生状況	学年 ()内クラス数	児童生徒数	登校している 者のうち、当 該疾患患者 数(疑含) a	当該疾患患者 の欠席者数(疑 含) b	当該疾患患者 者数(疑含) a+b	前日の当該 疾患患者数 (前日のa+b)
	1()					
	2()					
	3()					
	4()					
	5()					
	6()					
	職員					
計						
学校 (施 設) が 行 つ た 措 置 ※ 2	学級閉鎖	年 組			月 日～ 月 日	
		年 組			月 日～ 月 日	
		年 組			月 日～ 月 日	
学年閉鎖 ※3	年				月 日～ 月 日	
休校(園)					月 日～ 月 日	
その他の処 置						
主な緊急予 防措置						
予防接種の状況						
喫食状況	<input type="checkbox"/> 給食 (<input type="checkbox"/> 自校 <input type="checkbox"/> センター)					
備考 (行事等)						

注意事項

※1 麻しん・結核・新型インフルエンザの発生の場合は、患者あるいは感染の疑いがある者が1名でも発生した時点で保健厚生課に報告すること。

- 第二・三種感染症発生時(麻しん・感染性胃腸炎は除く)インフルエンザ様疾患の場合は学級閉鎖・学年閉鎖・休校の措置を行った場合に報告すること。
- 感染性胃腸炎及び、その他の疾患については集団発生時とするが、判断に困る場合は保健厚生課連絡すること。

※2 学級閉鎖等の措置を行った場合の患者数等は、当該措置がとられた直前の人数であること。

※3 1学年に1クラスしかないところが閉鎖した場合は学年閉鎖とする。

※4 保健福祉事務所(長野市にあっては長野市保健所)へもこの様式により併せて報告すること。

※5 「当該疾患患者等発生状況」の欄は変更してもよい。(例:特別支援学校が幼児部の欄を作成)

※6 新型インフルエンザの発生時(疑いを含む)、出席停止をした場合、「出席停止の児童生徒の学年別人数」及び「措置を講じた年月日」を「その他の処置」の欄に記入すること。

(様式1-2)

患者数・欠席者数及び死亡者数 (様式1に添付)

年 月 日 現在

区分		児童生徒数	登校している者のうち、当該疾患り患者数(疑含) a	当該疾患り患者の欠席者数(疑含) b	当該疾患り患者数(疑含) a+b	bのうち入院者数	死亡者数	備考(その他の欠席者)
学年	学級							
第1学年	1組							
	2組							
	3組							
	4組							
	5組							
小計								
第2学年	1組							
	2組							
	3組							
	4組							
	5組							
小計								
第3学年	1組							
	2組							
	3組							
	4組							
	5組							
小計								
第4学年	1組							
	2組							
	3組							
	4組							
	5組							
小計								
第5学年	1組							
	2組							
	3組							
	4組							
	5組							
小計								
第6学年	1組							
	2組							
	3組							
	4組							
	5組							
小計								
職員								
総計								

- (注) 1 本表は必ず別紙様式1と併せて提出すること。(保健福祉事務所へは様式1のみでよい。)
 2 児童生徒数欄は、学校基本調査による5月1日現在の人数ではなく、記入日現在の児童生徒数を正確に把握し記入すること。
 3 b欠席者数欄には、「別紙様式1」の病名に係る欠席者数を記入し、関係のない欠席者は除くこと。
 　なお、関係のない欠席者数は原因別に備考欄へ記入すること。
 4 学級欄が不足の場合(6組以上等)は、欄を追加するか、本様式を2枚作成し2枚目に学年の小計及び総計を記入すること。
 5 学級欄は変更してもよい。(例:数字以外の学級名 特別支援学校が幼稚部の欄を作成等)
 6 学級閉鎖及び学年閉鎖の措置をとった場合は、措置を講じた学年欄及びクラス欄に○印を記入すること。

(様式2)

学校における感染症・食中毒発生状況報告（終えん報告等）

年 月 日現在

1 学校名																		
2 学校の所在地																		
感染症・食中毒の発生状況	(1)病名																	
	(2)発生年月日																	
	(3)終えん年月日																	
	(4)発生の場所																	
		区分	児童生徒等数			患者数 ※4			欠席数 ※5			入院者数			死者数			備考
		学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		第1学年																
		第2学年																
		第3学年																
		第4学年																
	第5学年																	
	第6学年																	
	職員																	
	計																	
	(6)発生の経緯																	
4 患者及び死者																		
発見の動機																		
5 感染症・食中毒の発生原因																		
6 感染症・食中毒の感染経路																		
7 臨床症状の概要																		
8	(1)学校の処置 ※6																	
	(2)学校の管理機関の処置																	
	(3)保健福祉事務所(保健所)その他の関係機関の処置																	
9 都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																		
10 その他の参考となる事項																		

(注)※1 終えん年月日欄には、校長が学校医、保健福祉事務所(長野市にあっては保健所)及び市町村教育委員会と協議し、終えんしたと判断した日を記入すること。

※2 患者及び死者発見の動機欄には、どのようなことがきっかけで発見したかを具体的に記入すること。

※3 各項目において、記入日現在に記入することができない場合は「不明」もしくは「調査中」と記入すること。

※4 患者数は集団感染期間に当該疾患に罹患した者の合計人数

※5 ※4のうち欠席した人数(出席停止者を含む) 4>5または4=5

※6 新型インフルエンザの場合は出席停止に係る事項(人数・措置開始及び終了の年月日。記載しきれない場合は、適宜記載した別紙を添付すること)を記載すること。

参考資料 6

学校で家畜を飼養するにあたって

家畜伝染病予防法の対象家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）を1羽（頭）以上飼養する学校においては、飼養を始める際に所管の家畜保健衛生所に届出が必要になります。

また、飼養を止める際にも所管の家畜保健衛生所へ連絡することになっています。

なお、家畜伝染病予防法により、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養者は、毎年、その飼養している家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する事項について、家畜保健衛生所を通じて都道府県知事に報告することになっています。

報告期日について

- (1) 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの飼養者
毎年 4月 15 日までに所管の家畜保健衛生所へ報告
- (2) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の飼養者
毎年 6月 15 日までに所管の家畜保健衛生所へ報告

報告の対象となる事項は、当該年の 2月 1日時点における次に掲げる事項とする。

- ア 飼養している家畜の種類及び頭羽数
- イ 畜舎及びふ卵舎の数
- ウ 飼養衛生管理基準の遵守状況
- エ 飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況

※ 飼養している家畜の頭羽数がわずかな学校（注）においては、報告の対象となる事項は、アに掲げる事項のみとする。

(注)	牛、水牛、馬	1 頭
	鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	6 頭未満
	鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥	100 羽未満
	だちょう	10 羽未満

ファクス報告用

ファクス：0120-188-230

長野県知事　あて
(長野県農政部園芸畜産課扱い)

私は、下記のとおり動物を飼っているので報告します。

記

1 氏名及び住所

項目	内容
氏名	
住所	
電話番号	
ファクス番号	
メール	
緊急連絡先(携帯等)	

2 所有家畜の種類と頭羽数

(1) 哺乳類

種類	牛	水牛	馬	鹿	めん羊	山羊	豚	いのしし
頭数								
屋外※1								

(2) 家きん

種類	鶏※2	あひる	アイガモ	うずら	きじ	だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥
羽数								
屋外※1								

※1 屋外で飼育している場合は○をしてください。

※2 チャボやウコッケイ等も鶏です。

3 備考

報告していただいた情報は、長野県個人情報保護条例に基づき、畜産農家台帳に登録し、家畜の伝染病の情報提供及び定期報告の送信等に使用します。

なお、当連絡に基づき、後日お近くの家畜保健衛生所(現地機関)の担当から連絡をさせていただくことがあります。

ご不明な点等ありましたら、県庁園芸畜産課(電話：026-235-7232)までお問合せください。

- 長野県教育委員会事務局 保健厚生課 保健・安全係
電話 026-235-7444 (直通)
ファクシミリ 026-234-5169
電子メール hokenko@pref.nagano.lg.jp

- 長野県県民文化部 私学・高等教育課 私学係
電話 026-235-7058 (直通)
ファクシミリ 026-235-7499
電子メール shigaku-koto@pref.nagano.lg.jp

平成20年12月17日 作成

平成21年12月 4日 改正

平成29年12月 1日 改正